

# 事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン



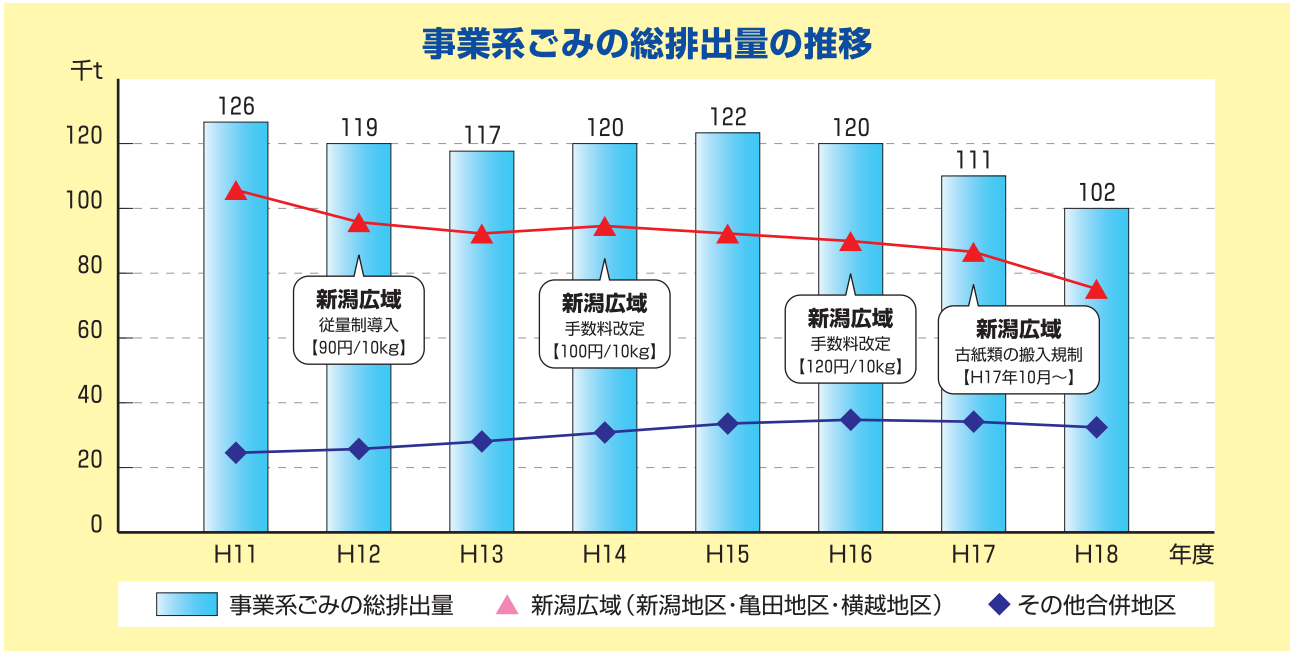
## 目次

- ◆はじめに……………P1
- ◆新潟市の事業系ごみの現状……………P2
- ◆新潟市の目標……………P3
- ◆事業者の責務……………P3
- ◆事業系廃棄物とは……………P4
- ◆新潟市の事業系ごみに関する今後の取り組み……………P5
- ◆事業系ごみの分け方・出し方……………P7
- ◆事業系ごみの適正処理の方法……………P 9
- ◆収集運搬許可業者との委託契約……………P10
- ◆市の施設への直接搬入……………P10
- ◆ごみ減量・リサイクルへ向けた工夫……………P11
- ◆事業系ごみのQ & A……………P13
- ◆法体系と根拠……………P14
- ◆直接搬入できる市の施設一覧……………P15
- ◆お問い合わせ先……………P15



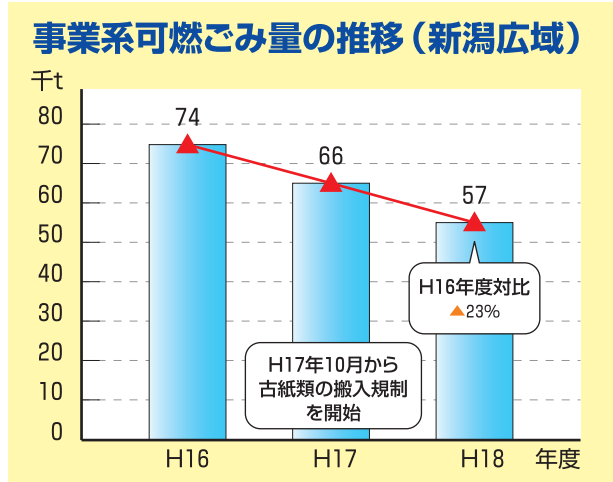
## ◆新潟市の事業系ごみの現状

○新潟広域の事業系ごみの総排出量は年々減少傾向にあります。また、その他合併地区は増加傾向にあります。



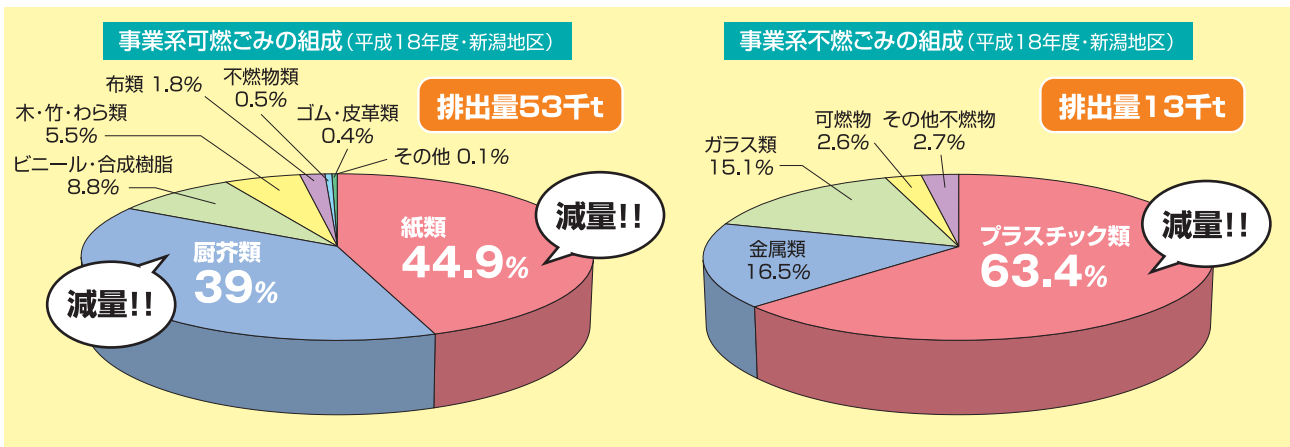
○特に、新潟広域においては、平成17年10月から古紙類の搬入規制を新田・亀田清掃センターで実施したことで、事業系可燃ごみは23%削減されました。

古紙類の搬入規制で  
ごみ減量効果が出ています!



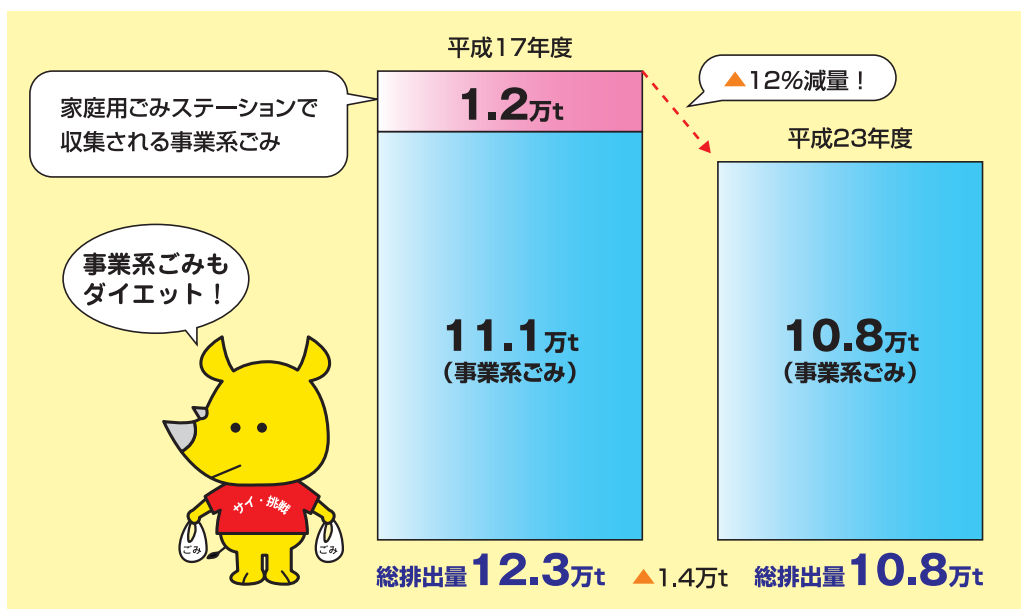
## 【事業系ごみの組成について】

- 事業系可燃ごみのうち、約45%はリサイクルが容易な紙類が混入しています。
- 紙類、厨芥類、プラスチックを減量・リサイクルすることで、事業系ごみはさらに減量できます。



## ◆新潟市の目標

- 市では、平成23年度に事業系ごみ総排出量を10.8万tまで減量できるよう取り組みます（平成17年度と比較して事業系ごみ総排出量は12%削減）。
- 具体的な施策としては、事業系ごみに混入しているリサイクル可能な資源物は、できる限り分別してリサイクルに取り組んでいただくとともに、一部の地区で市が実施している事業系ごみの家庭用ごみステーション収集の廃止などを実施いたします（詳細はP5、P6参照）。



## ◆事業者の責務

- 法律や条例により、事業者はすべての事業系ごみを事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています（P14参照）。
- また、事業者は事業系ごみの発生抑制や再生利用を積極的に行い、事業系ごみの減量化に努めることや、適正な処分が困難にならないような製品や容器を開発する等、事業者責任が法律で規定されており、さらに新潟市の政策にも協力することになっています。

### 事業活動において(キーワード)

自己処理  
責任

市施策への  
協力

ごみの発生抑制及び  
再利用の促進(3Rの推進)

### 3Rとは…

#### Reduce

(リデュース・発生抑制),

#### Reuse

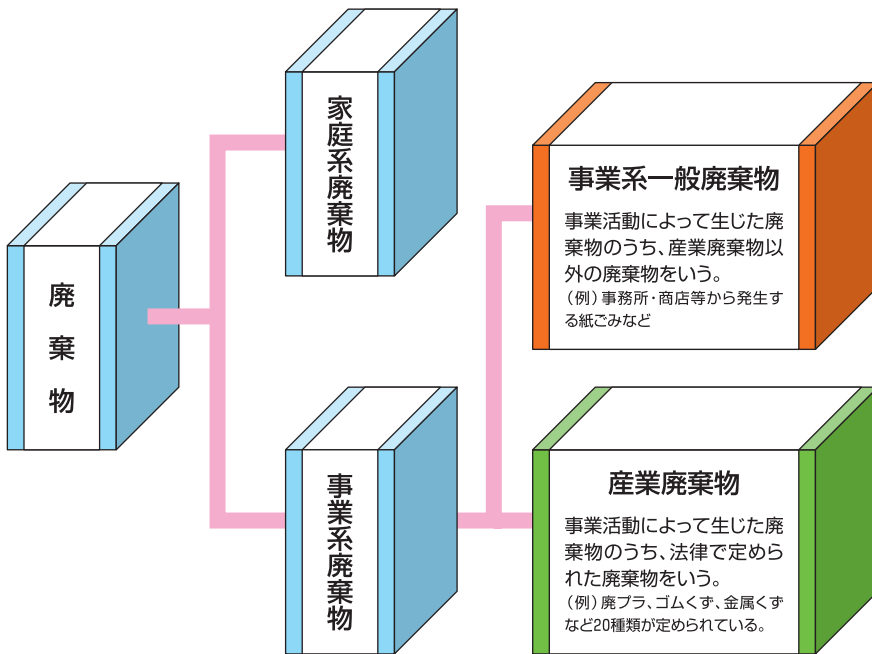
(リユース・再使用),

#### Recycle

(リサイクル・再生利用)の  
3つの英語の頭文字を  
表しています。

## ◆事業系廃棄物とは

- 廃棄物処理法では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。
- 一般廃棄物は家庭系と事業系に分類され、事業系一般廃棄物は、事業系廃棄物のうち産業廃棄物を除いたものをいいます。
- 廃棄物の体系は下記のとおりです。



- ・事業系一般廃棄物は、一般廃棄物のうち、種類や量に関わらず事業活動のうへで、発生するごみ全てをいいます。
- ・事業活動とは、会社、商店や工場、さらに学校、官公署などの公共サービスを行っているところも含まれます。

## ○産業廃棄物は20種類に分類されています(廃棄物処理法施行令)。

### 産業廃棄物(20種類)

#### ① 燃え殻

・石炭火力発電所から発生する石炭がらなど

#### ② 汚泥

・工場排水処理や物の製造課程などから排出される泥状のもの

#### ③ 廃油

・潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの

#### ④ 廃酸

・酸性の廃液

#### ⑤ 廃アルカリ

・アルカリ性の廃液

#### ⑥ 廃プラスチック類

#### ⑦ 紙くず

・紙製造業、製本業、建設業などの特定の業種から排出されるもの

#### ⑧ 木くず

・木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されるもの

#### ⑨ 繊維くず

・繊維工場、建設業などの特定の業種から排出されるもの

#### ⑩ 動植物性残渣

・食品製造業などで原料として使用していた動植物に係る不要物

#### ⑪ 動物系固形不要物

・獣畜解体・食鳥処理に係る動物の固形状不要物

#### ⑫ ゴムくず

#### ⑬ 金属くず

#### ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

#### ⑮ 鋳さい

・製鉄所の炉の残さいなど

#### ⑯ がれき類

・工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など

#### ⑰ 動物のふん尿

・畜産業から排出されるもの

#### ⑱ 動物の死体

・畜産業から排出されるもの

#### ⑲ ばいじん類

・工場の排ガスを処理して集じん機に集められたもの

#### ⑳ 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

# 平成20年6月1日から開始します。

- 事業者の皆様から事業系ごみをできるだけリサイクルしてもらうために、10分別の指針を策定いたしました。

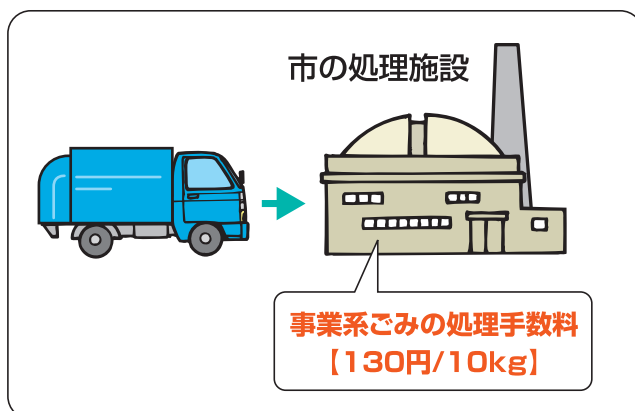
## 事業系ごみ10分別の指針

	品目区分	処理の方法
1	古紙類	リサイクルが可能な資源です。 処理についてはリサイクル業者にご相談ください。
2	生ごみ	
3	ペットボトル	
4	廃プラスチック類	
5	木くず	
6	缶・金属類	
7	びん類	
8	蛍光管・電池	
9	その他	産業廃棄物処理業者や販売店等へご相談ください（品目による）。
10	一般のごみ	市の処理施設で処理します。

- 事業系ごみの処理手数料を全市統一します（130円/10kg）。

地区で異なっていた事業系ごみの処理手数料を改定し、全市130円/10kg（ごみ処理コストに見合う手数料）に統一します。

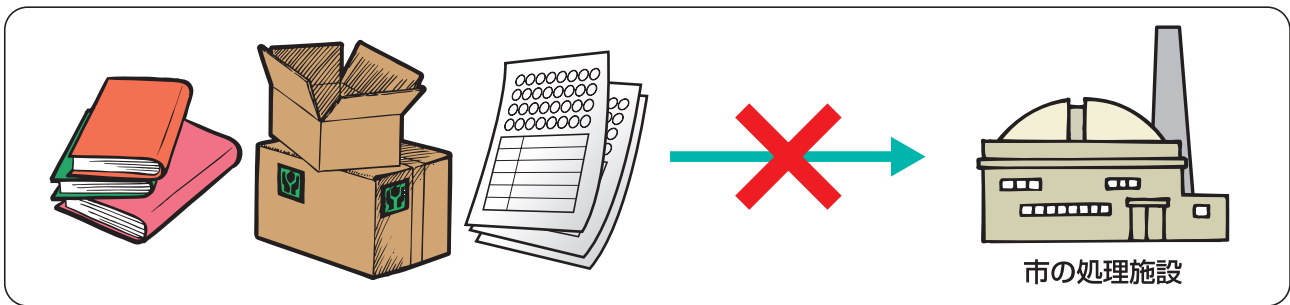
なお、既に収集運搬許可業者に事業系ごみを処理委託している事業者の皆様は、処理料金の変更されることがありますので、契約先の収集運搬許可業者にご確認ください。



## ○事業系古紙類の搬入規制を市の全焼却施設で実施します。

現在、新田・亀田の両清掃センターで実施している事業系古紙類の搬入規制を、市の全焼却施設でも実施いたします（対象施設はP15を参照）。

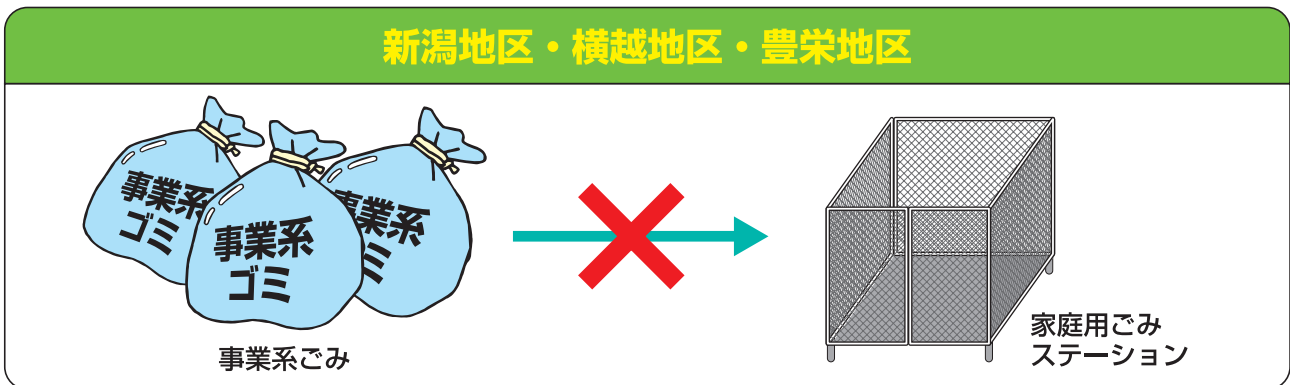
焼却施設では、搬入される事業系ごみに対して、目視検査や展開検査を実施しております。リサイクルできる古紙類が搬入された場合は、古紙類を持ち帰っていただきますので、古紙類は排出段階から分別して、リサイクルするようにしてください。



## ○家庭用ごみステーションでの事業系ごみの収集は廃止となります。

一定の要件を満たす場合、事業系ごみを家庭用ごみステーションで収集していましたが、今後は市では収集いたしません。

事業系ごみは、収集運搬許可業者へ処理委託するか、又は市の施設へ直接搬入していただきます（P9参照）。



## ○事業系指定袋での収集を廃止いたします。

市の事業系指定袋は、今後使用できません。

したがって、事業系指定袋を利用している事業者の方で、今後、収集運搬許可業者へ処理委託する際は、排出方法を収集運搬許可業者にご確認ください。

なお、市の施設に直接搬入する際は、袋の中身がみえるように透明又は半透明の袋をご利用ください。





## ◆事業系ごみの分け方・出し方

- ・排出段階で分別を徹底することにより、ほとんどのものがリサイクル可能となります。分別の品目を参考に分別の徹底をお願いします。(なお、この分別はすべての事業所にあてはまるものではありません。)
- ・事業所から排出されるリサイクル可能な古紙類は、種類ごとに分別してリサイクルしてください。新潟市では、リサイクル可能な古紙類は、焼却施設に搬入できません(古紙類の搬入規制)。

まずは、リサイクルできないか検討してみましょう。



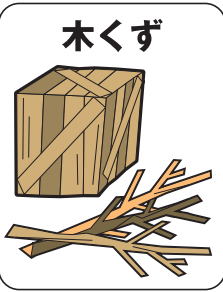
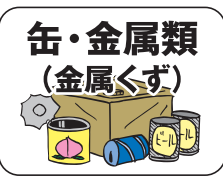


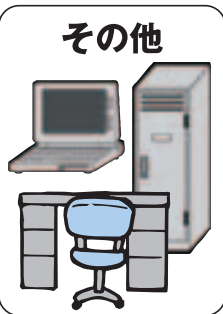

- ①資源になるものはリサイクル業者に引き取ってもらいましょう。
- ②やむを得ず、ごみとして処分する場合は、許可業者へ処理委託するか、施設へ直接搬入してください(産業廃棄物を除く)。

品目	例(種類)	処理・搬入先	注意点等
<b>古紙類</b> 	紙パック OA紙 雑誌・雑紙 新聞紙 段ボール	<b>リサイクル業者</b> 別紙P2参照	○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託し、リサイクルしてください。 ○機密文書もリサイクルできる業者もあります。
<b>生ごみ</b> 	食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣等	<b>リサイクル業者</b> 別紙P2参照  生ごみ処理機による堆肥化 P11参照	○排出量100トン/年以上の食品関連事業者は食品リサイクル法により、減量・リサイクルが義務づけられています。 ○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。
<b>ペットボトル</b> 	ペットボトル (洗浄)	<b>リサイクル業者</b> 別紙P2参照	○汚れが付着している場合は、一般ごみとの混合物として、焼却施設で受け入れますが、極力洗浄して分別してください。 ○リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ処理を委託してください。
<b>廃プラスチック類</b> 	発泡スチロール等の緩衝材類 弁当の容器 カップ麺等の容器包装類 (洗浄) ビニール袋	<b>リサイクル業者</b> 別紙P3参照	

※食品品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。



## 徹底的に分別し、リサイクルしてください！

品目	例(種類)	処理・搬入先	注意点等
<b>木くず</b> 	梱包木材 剪定枝木など	<b>リサイクル業者</b> 別紙P2参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物のリサイクル許可業者へ委託し、リサイクルしてください。</li> <li>○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。</li> </ul>
<b>缶・金属類(金属くず)</b> 	飲食用の缶 商品の入っていた缶 その他金属類	<b>リサイクル業者</b> 別紙P3参照	
<b>びん類</b> 	飲食用のびん 商品の入っていたびん	<b>リサイクル業者</b> 別紙P3参照	
<b>蛍光管・電池</b> 	蛍光管 乾電池 ボタン電池等	<b>リサイクル業者</b> 別紙P4参照	
<b>その他</b> 	オフィスの机・椅子 ロッカー・棚等	<b>産業廃棄物処理業者</b> ホームページ参照	
	家電製品・パソコン 消火器等	<b>販売店・メーカー</b>	
<b>一般のごみ(焼却・破碎)</b> 	<b>【焼却】</b> 使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙など  <b>【破碎】</b> 文房具・食器類・木製家具など	<b>市の処理施設</b> (焼却・破碎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクルできないものは、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。</li> <li>○可能な限りリサイクルするよう分別を徹底してください。</li> </ul>

※建設業や木製品の製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

## ◆ 事業系ごみの適正処理の方法

### 1 ごみを出さない工夫

消耗品や資材の調達にあたっては、その必要性を十分検討しましょう。発注量を適量にしたり、寿命の長いものを購入することで、ごみをなるべく出さないようにしましょう。

### 2 再利用する工夫

廃棄する前に、修理したり、別の用途で再利用できないか検討しましょう。

### 3 資源として活用する工夫

リサイクル可能な古紙類やびん・缶等はリサイクル業者へ引き取ってもらいましょう（別紙P2～4参照）。

### 4 ごみとして処分

事業所のリサイクルできないごみを処分する場合は、廃棄物の種類により2通りに分かります。

#### (1) 産業廃棄物

燃え殻・廃油・金属くず・廃プラスチック等「廃棄物処理法施行令」で定める廃棄物  
⇒産業廃棄物収集運搬許可業者・処分許可業者と個別に委託契約して処理してください。

#### (2) 事業系一般廃棄物

産業廃棄物にあたらなごみ  
⇒事業系一般廃棄物の処理方法は次の2通りがあります。

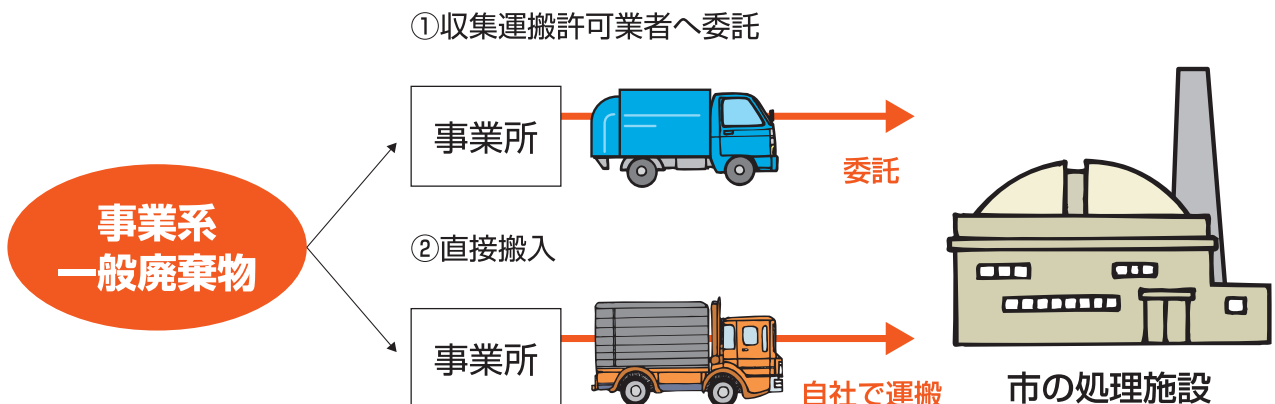
##### ① 収集運搬許可業者と委託契約を結ぶ。

・量や収集頻度、場所などの条件により処理料金が異なりますので、詳細は収集運搬許可業者へお問い合わせください。

##### ② 市の施設へ直接搬入する（産業廃棄物は搬入できません）。

#### 収集運搬許可業者とは

ごみの収集運搬を行うにあたり、新潟市長がその許可を与えている一般廃棄物収集運搬許可業者のことをいいます。



## ◆ 収集運搬許可業者との委託契約 ～契約から事業系一般廃棄物を出すまで～

### ① 収集運搬許可業者に相談する。

- ・ 収集運搬許可業者一覧をご覧ください（別紙P1参照）。
- ・ 一週間のごみの量や種類を一度量って把握してみましょう。
- ・ ビルに入居している事業者はビル管理者にご相談ください。

### ② 収集運搬許可業者から見積をとる。

- ・ 見積の内訳例  
収集運搬手数料 +  $\left\{ \begin{array}{l} \text{リサイクル施設での処理手数料} \\ \text{市処理施設での処理手数料} \end{array} \right\} + \text{消費税}$

### ③ 収集運搬許可業者を決定し、収集委託に関する契約を締結する。

- ・ 右記の契約のポイントをご参考ください。

### ④ 決められた収集日・場所に事業系一般廃棄物を出す。

#### 契約のポイント

- 収集回数  
営業日数やごみ量を考慮する
- 収集時間・収集場所  
営業時間やごみを出す場所を考慮して、許可業者と相談する
- 収集量  
1 営業日あたりのごみ量を考慮する

こんな  
収集方法も  
あります！

## ブロック収集方式

商店街等の地域や協同組合単位で収集運搬許可業者と契約する。

地域で！

同業者と！

## ◆ 市の施設への直接搬入 ～事業所から事業系一般廃棄物を施設に搬入するまで～

### ① ごみの種類を確認する。

### ② 搬入施設の場所を確認する。

- ・ 貴社が所在する区ごとに搬入施設が異なります（P15参照）。

### ③ ごみを施設へ直接搬入する。

- ・ 搬入のつど、施設で手続きが必要です。

### ④ ごみ処理手数料を支払う。

- ・ ごみ処理手数料 130円/10kg（全市統一）

#### ご注意ください

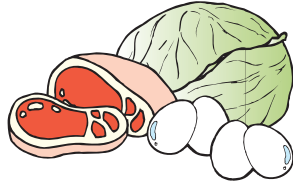
- ・ リサイクル可能な古紙類や産業廃棄物は市の施設へ搬入はできません。

## ◆ごみ減量・リサイクルへ向けた工夫

### 【食品製造に伴う生ごみ】

#### ○発生を抑制する

①食材の管理を徹底しましょう。



②生ごみの水切りをよくすればごみは減量できます。

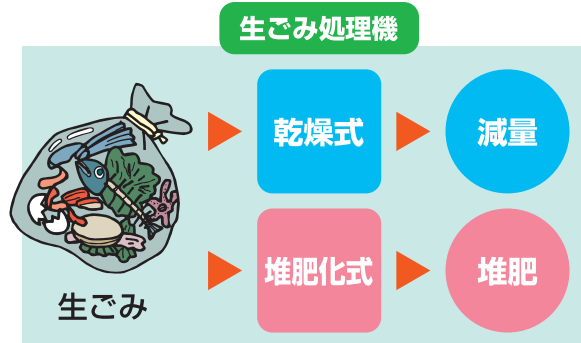


#### ○生ごみをリサイクルする

①生ごみ（調理くず等）を堆肥化する業者と契約し、その契約業者の施設に生ごみを搬入する。搬入された生ごみは堆肥として製品化されます。



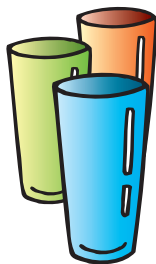
②業務用生ごみ処理機を導入すれば、生ごみの減量ができます。（乾燥式・堆肥化式等のタイプがあります。）



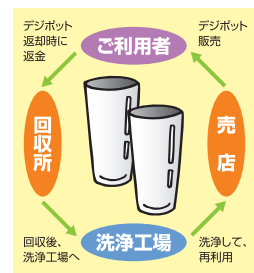
### 【プラスチック】

#### ○発生を抑制する

①マイカップやマイボトルを持参する。環境にもやさしく、また、お金の節約にもなります。

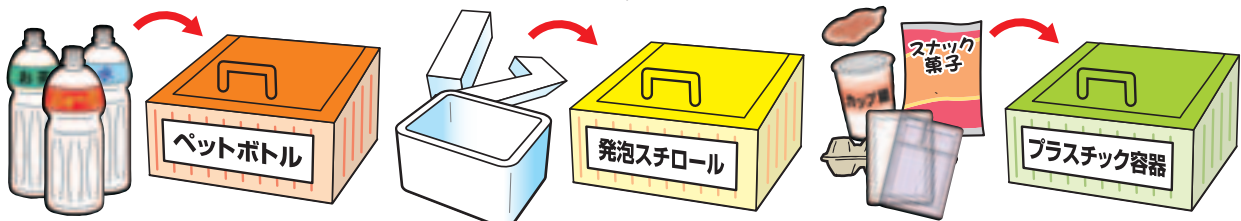


②イベント等では、使い捨て容器ではなく、洗って繰り返し使える“リユース食器”を使えば、ごみ減量につながります。新潟市内で“リユース食器”の貸し出しを行っている団体もあります（別紙P4参照）。



#### ○プラスチック類をリサイクルする

◆リサイクルするプラスチックの種類を決め、種類ごとに分別ボックスを設置します。



※分別の種類については、リサイクル業者やビル管理者にご確認ください。

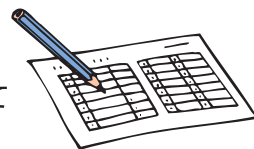
## 【古紙類】

### ○発生を抑制する

- ①コピー用紙は両面使用を  
・複数ページのコピーは  
両面にして紙の使用量を  
減らしましょう。



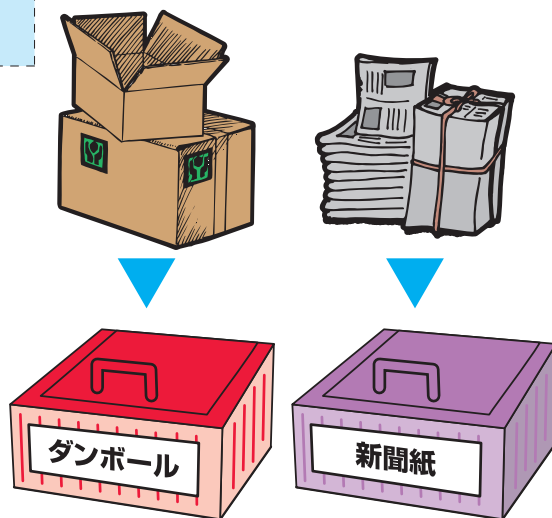
- ②不用になった紙の再使用  
・裏紙をメモ帳の代わりにしたり、封筒を  
再使用しましょう。  
再使用後は、OA紙や  
オフィスペーパーとして  
リサイクルしましょう。



### ○古紙類をリサイクルする

#### ◆リサイクルする古紙類の種類を決め、種類ごとに分別ボックスを設置する。

- ・OA用紙 ・雑誌（カタログ・パンフレット等含まず）
- ・オフィスペーパー（メモ用紙・紙箱・封筒・名刺
- ・シュレッダーごみなど） ・新聞 ・段ボール



※分別の種類については、リサイクル業者やビル管理者にご確認ください。

### ○機密文書の処理について

- ・個人情報を漏洩せずに機密文書を再生紙としてリサイクルすることができます。
- ・機密文書の入った段ボールを開封せず、そのまま裁断する業者や、その場で破砕する車を使用する業者もありません（別紙P2参照）。

### ○禁忌品について リサイクルに向かない紙ごみは混ぜないでください

- ・汚れた紙（油など汚れたものを拭いた紙・使用済みのティッシュペーパーなど）
- ・アルミ加工紙（ジュースパックなどで紙裏がアルミ加工された紙）
- ・写真、感熱紙（FAX用紙など）、粘着剤が付着した紙（付箋・紙のシールなど）
- ・臭い（香り）のついている紙、油紙、カーボン紙、防水加工紙（紙コップなど）
- ・ロウ引き段ボール、その他特殊加工された紙

## ◆事業系ごみのQ&A

### 分別をすることで経営のメリットになるのでしょうか。

#### ⇒ (1) 企業のイメージアップ

環境問題が注目されている今日、ごみ減量やリサイクルへの取り組みは社会貢献につながり、イメージアップにもつながります。

#### (2) 従業員の意識改革

仕入や物品購入を必要最小限にすることは、仕入等のコスト削減やごみの排出抑制につながり、従業員に対して、ごみ減量やリサイクルの意識を浸透させることができます。

### お店と住宅が一体になっていますが、お店のごみは事業系ごみに該当するのでしょうか。

⇒ 住宅から出たごみは家庭系ごみ、お店から出たごみについては事業系ごみになりますので、それぞれ分けて出させていただきます。

家庭系ごみは地域で決められた家庭用ごみステーションへ、事業系ごみは収集運搬許可業者に処理委託するか、市の施設へ直接搬入してください（産業廃棄物は除きます）。

### 事業系ごみは、家庭用ごみステーションにごみを排出できなくなるのでしょうか。

⇒ 平成20年6月からは事業者責任を強化するため、事業系ごみの家庭用ごみステーションでの排出はできなくなります（H19.6条例改正）。

※「廃棄物処理法」において、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならないとされています（P14参照）。

### 事業系一般廃棄物の分別は法律で決まっているのでしょうか。また、罰則はあるのでしょうか。

⇒ 事業者は事業系一般廃棄物について、適正に処理することを義務付けられておりますが、分別については、廃棄物処理法で定められたものではなく、罰則もありません。しかし、廃棄物処理法では、事業者は廃棄物の減量に努め、市の施策に協力することになっておりますので、10分別の指針をご参考に、リサイクルの取り組みをお願いします。

※産業廃棄物については20種類に分別し、適正処理することが義務付けられております。

### 事業系ごみを自社で焼却してもいいのでしょうか。

⇒ 事業系ごみをドラム缶などで焼却することや野焼きすることは廃棄物処理法で禁止されています。事業系ごみを焼却する場合は、構造基準を満たした焼却炉で焼却する必要があります。

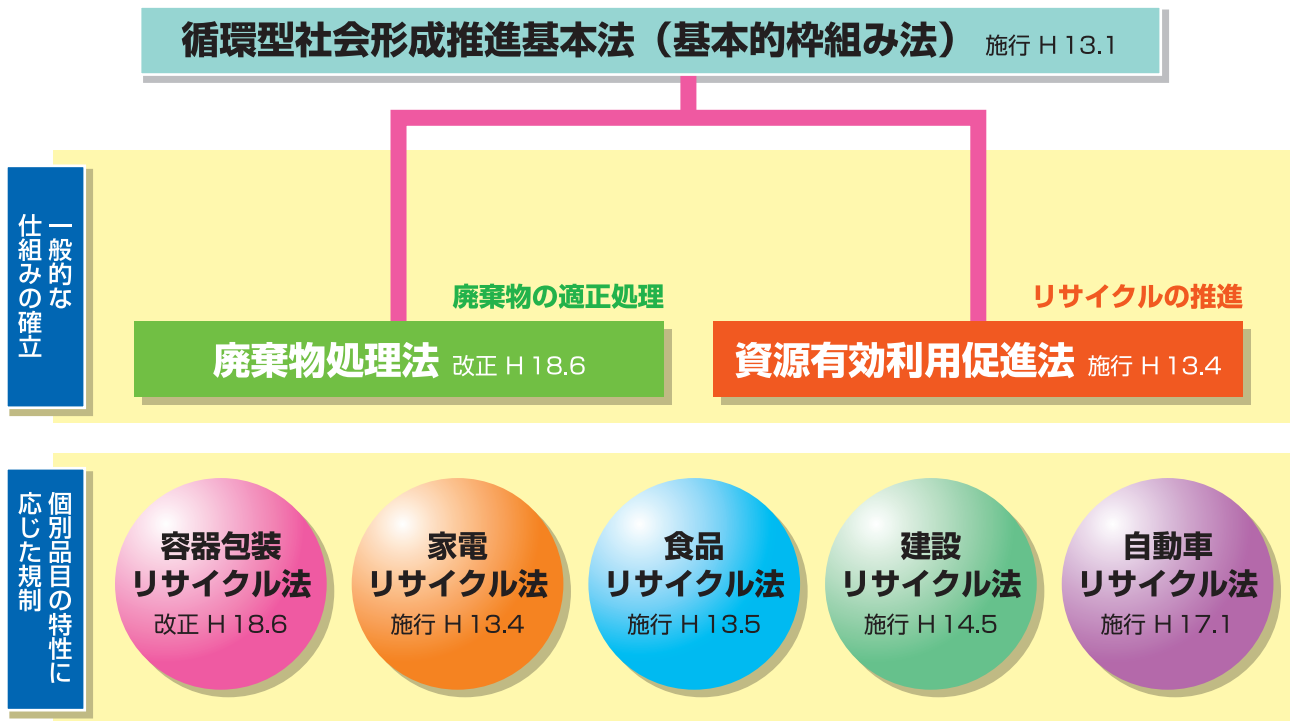
### 事業系ごみを不法投棄すると罰せられるのでしょうか。

⇒ 廃棄物処理法により、5年以下の懲役、若しくは1,000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金に科されるなど、厳しい罰則が設けられています。



## ◆法体系と根拠

### 循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル関連法体系



#### 法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法／抜粋）

##### （事業者の責務）

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
  - 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

#### 条例：新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

##### （事業者の責務）

- 第五条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。
  - 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

## ◆直接搬入できる市の施設一覧

施設名	豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	亀田清掃センター
所在地	北区浦ノ入418	江南区亀田1835-1
電話	025-386-0909	025-382-4371
ごみの処理方法	焼却, 破碎	焼却, 破碎(可燃系に限る)
持ち込める地区	北区(豊栄地区に限る)	北区(豊栄地区を除く), 東区, 中央区, 江南区, 西区(四ツ郷屋を除く)
持ち込める時間	月～土曜日: 午前8時30分から正午 午後1時から午後4時30分	月～金曜日: 午前8時30分から午後0時15分 午後1時から午後4時 土曜日: 午前8時30分から午後0時15分 午後1時から午後3時

施設名	新津クリーンセンター	白根グリーンタワー
所在地	秋葉区小口1289-1	南区鍋湯640-1
電話	0250-22-0917	025-371-5070
ごみの処理方法	焼却, 破碎	焼却, 破碎
持ち込める地区	秋葉区(小須戸地区を除く)	秋葉区(小須戸地区に限る), 南区, 西蒲区(中之口地区に限る)
持ち込める時間	月～土曜日: 午前9時から午後0時15分 午後1時から午後4時30分	月～土曜日: 午前8時30分から午後0時15分 午後1時から午後5時

施設名	新田清掃センター	鎧淵クリーンセンター
所在地	西区笠木3644-1	西蒲区鎧淵12618
電話	025-263-1416	0256-76-2831
ごみの処理方法	焼却, 破碎	焼却, 破碎
持ち込める地区	北区(豊栄地区を除く), 東区, 中央区, 江南区, 西区(四ツ郷屋を除く)	西蒲区(中之口地区を除く), 西区(四ツ郷屋に限る)
持ち込める時間	月～金曜日: 午前8時30分から午後0時15分 午後1時から午後4時 土曜日: 午前8時30分から午後0時15分 午後1時から午後3時	月～金曜日: 午前9時から午後4時30分 土日・祝日: 午前9時から午後4時 12月31日: 午前9時から正午

※施設によって受入基準が異なりますので、詳細は各施設にご確認ください。

発行: 廃棄物政策課・廃棄物対策課(平成20年3月)

お問い合わせ先: 廃棄物政策課 025-226-1391 廃棄物対策課 025-226-1407